

指定放課後等デイサービス事業所
管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

夏季休業期間における放課後等デイサービスの基本報酬の取扱いについて

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の臨時休業の影響により、今年度は、札幌市立の小・中学校等では、夏季休業期間が短縮されることとなっております。

そのため、各学校や学年により、当初予定されていた夏季休業期間に授業を行う日が異なることから、放課後等デイサービスにおいて、学校の授業が無い児童と授業終了後に利用する児童とが混在することが想定されております。

つきましては、札幌市においては、夏季休業期間における放課後等デイサービスの基本報酬は、下記のとおり取扱いますので、請求にあたってご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 夏季休業期間における放課後等デイサービスの基本報酬の取扱い

令和 2 年 8 月 1 日（土）～8 月 23 日（日）までの間は、各利用児の学校の授業の有無に関わらず、夏季休業期間として、全ての児童について、一律に学校休業日の基本報酬により請求することを可能とする。

2 留意事項

- (1) 札幌市立の小・中学校等で当初夏季休業期間として予定されていた、令和 2 年 7 月 27 日（月）～7 月 31 日（金）までは、通常の授業日となることから、授業終了後の基本報酬となるため留意すること。
- (2) 夏季休業期間は、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業ではないため、8 月利用分については、利用者負担軽減事業は実施しない。

3 添付資料

「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q & A について（その 2）」（令和 2 年 6 月 30 日事務連絡）・・・別添

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市障がい福祉課 給付管理係 小野
TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181
E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp